

相続財産管理人選任申立ての手引き

はじめに

この手引きは、相続人による遺産の管理が困難であるなどの理由により、相続財産の引継ぎができない場合に、相続財産の保存又は管理に関する処分として民法918条2項に基づく相続財産管理人選任の申立てを行う場合の手引きです。

第1 手引きの概要

当庁の財産管理係が担当するのは、相続人が相続の承認・放棄の熟慮期間中にある場合に選任する相続財産管理人選任申立事件です（民法918条2項）。

相続財産管理人は、家庭裁判所により選任され、家庭裁判所の一般的監督の下に、共同相続人の法定代理人として相続財産を管理してこの散逸を防止することを職務とします。

管理人が、上記の職務を行うことから、一定の経費がかかります。このため、相続財産の中に預貯金等（流動資産）が少ない場合、相続財産管理人選任事件の進行のため、管理費用及び管理人報酬の担保として、予納金の納付が必要な場合があります。

この予納金は、被相続人の相続財産の中に、相続財産管理人の報酬等の原資となり得る財産がある場合（具体的には、預貯金の形で管理人に管理されたことになった場合）には、後に優先的に返還されることになりますが、相続財産が管理費用及び管理人報酬の担保として充分に形成されない場合は、全額またはその一部が返還されない場合があります。

予納金の金額は、事案によって異なり、申立て後、選任直前に、裁判官が決定しますので、申立て検討段階や申立時にお問い合わせいただいてもお答えできません。

（なお、大阪家庭裁判所本庁では相続財産管理人は、原則、申立人の推薦を受けず、事件につき利害関係のない大阪弁護士会所属の弁護士を選任しています。）

申立権を有する者が上記申立期間内にした申立てに対し、その必要性（現

に相続財産を管理している相続人の管理が不適当で、相続財産管理人選任の必要性があるか等) があると認めたときに限り、相続財産管理人選任の審判がされます。

第2 実際の申立てにあたり知っておいていただきたいこと

1 申立てができるのは誰か。

利害関係人（共同相続人、相続債権者、受遺者、相続人の債権者、次順位の相続人など）又は検察官（民法918条2項）



2 どの裁判所に申し立てるか。

申立てをすべき裁判所は、被相続人の最後の住所地（相続開始地）の家庭裁判所（家事事件手続法201条1号）です。



3 申立ての時期

相続開始後、相続人が承認又は放棄するまで

4 提出する書類と申立費用

※ 裁判所に提出する書類には個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を提出してください。

(1) 申立書

記載例にならって申立書を作成してください。

(2) 本手引き添付の資料非開示の申出書（相続人や債権者等の利害関係人に開示されたくない書面がある場合に提出してください。ただし、実際に相続人や債権者等の利害関係人から閲覧やコピーの申請があった場合に開示するかどうかの判断は裁判官が行います。）

(3) 本手引き添付の連絡メモ（あなたの住所・連絡先・電話番号を相続人や債権者等の利害関係人に開示されたくない希望がある場合や、家庭裁判所からあなたに電話をする際に「家庭裁判所」と名乗ってほしくない希望がある場合に提出してください。ただし、あなたの住所等を相続人や債権者等の利害関係人に開示するかどうかの判断は裁判官が行いますので、あな

たの希望通りにならない場合があります。)

(4) 申立書と一緒に出す書類（添付書類）等

ア 相続関係図

イ(ア) 申立人が法人の場合は、資格証明書等

イ(イ) 申立人が法人でない社団等の場合は、定款、寄附行為その他の当事者能力を判断するために必要な資料

ウ 被相続人の相続人の範囲が明らかとなる現在戸籍、除籍、改製原戸籍謄本

※ 戸籍謄本等の調査方法に関しては、別紙「戸籍謄本等の調査方法」を参考にしてください。

被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本、また、相続人が被相続人の兄弟姉妹の場合は、被相続人の父母の出生から死亡までのすべての戸籍謄本は必ず必要になります。

エ 被相続人の住民票（除票）又は戸籍附票（除票）

オ 申立人の利害関係を証する資料

カ 相続財産目録（積極財産・消極財産）及びその裏付け資料

（不動産登記全部事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳の写し、残高証明書）など）

※ 通帳の写しを提出される場合は、通帳の表紙と中表紙・記載のあるページ全ての写しを提出して下さい。

キ（相続人が相続放棄をしている場合）

相続放棄申述受理証明書又は相続放棄等有無の照会の回答書

※ 当庁で手続きしたものは、受理通知書の写し等も可。

ク (1)～(3)及び上記アからキまでの添付書類すべての副本（写し）一式

※ 事案により、上記以外にも書類の提出をお願いすることがあります。

※ 被相続人の財産を調査するうえで参考となりそうなものがあれば、できるだけ添付してください。

※ 裁判所に提出いただいた書類は、お返しすることはできません。

あらかじめ控えを作成しておかれることをお勧めします。

(5) 申立費用

ア 収入印紙 800円

イ 郵便切手 計940円

(内訳 84円切手×10枚, 10円切手×10枚)

※ 熟慮期間中の相続人がいる場合は、「84円切手を相続人の数×3枚, 10円切手を相続人の数分」追加してください。

※ 上記郵便切手の額は、大阪家庭裁判所本庁に申立ていただく場合になります。他庁に申立てされる場合は、申立てをする裁判所にお問合せください。

(6) 予納金

上記第1に記載のとおり、金額は、裁判所において事案に応じて決定されます。申立て後に納付していただきますので、申立て時には必要ありません。

※ なお、葬式費用は、当然には立替金債権とはなりません（葬式は、喪主が主宰する儀式であるため。）

※ 事案により専門的な法律知識が必要な場合もありますので、弁護士、司法書士などの資格のある専門家に相談することも一方法かと思われます。

〒540-0008

大阪市中央区大手前4丁目1番13号

大阪家庭裁判所 家事4部財産管理係

(直通) 06-6943-9074

※ 当係にお問い合わせをされる場合は、918条2項の相続財産管理人の申立ての件である旨お伝えください。

戸籍謄本等の調査方法

被相続人の相続人の範囲が明らかとなるだけの戸籍謄本（全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本 以下同じ）が全て必要となります。

1 被相続人の配偶者と子（養子を含む）が相続人の場合

(1) 被相続人について死亡時の戸籍から、出生時に最初に入った戸籍までさかのぼる全部の戸籍謄本が必要となります。

(2) 子の現在の戸籍謄本

2 被相続人の配偶者と直系尊属（父母、祖父母）が相続人の場合

(1) 被相続人について死亡時の戸籍から、出生時に最初に入った戸籍までさかのぼる全部の戸籍謄本が必要となります。

(2) 直系尊属（父母、祖父母）の現在の戸籍謄本

3 被相続人の配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合

(1) 被相続人について死亡時の戸籍から、出生時に最初に入った戸籍までさかのぼる全部の戸籍謄本が必要となります。

(2) 次に、被相続人の父母（被相続人の直系尊属）について死亡時の戸籍から、出生時に最初に入った戸籍までさかのぼる全部の戸籍謄本が必要です。

また、生年から被相続人の祖父母が生存している可能性がある場合は、祖父母についても死亡が明らかとなる戸籍が必要となります。

(3) 兄弟姉妹の現在の戸籍謄本

なお、兄弟姉妹が死亡している場合、被相続人の兄弟姉妹について死亡時の戸籍から、出生時に最初に入った戸籍までさかのぼる全部の戸籍謄本が必要です。兄弟姉妹に子のあるときは、その子が相続人になります。

※ 裁判所に提出する戸籍は、すべて謄本（全部事項証明書）をお願いします。抄本（一部事項証明書）ではありません。また、現在の戸籍は、取得から3か月以内のものを提出してください。また、保存期間経過による廃棄や、戦災による焼失などの理由によって除籍等が取得できない場合には、その旨を記載した市区町村長発行の書面を提出してください。

※ 裁判所に提出いただいた戸籍謄本等の資料は、裁判所の事件記録として保管しますので、原則として提出者にお返しすることはできません。